

平成30年7月豪雨による被災者の皆さまに対する
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の救援対策
(8月1日に一部内容を変更して掲載しております。)

平成30年7月豪雨による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構では、災害救助法の適用を受けた地域の被災者の皆さまに対する救援対策として、郵便貯金・簡易生命保険に関する非常取扱いを実施します。なお、今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

1 災害救助法適用市町村

【高知県】

安芸市	幡多郡三原村
香南市	
宿毛市	
土佐清水市	
長岡郡本山町	
幡多郡大月町	

【鳥取県】

鳥取市	西伯郡南部町
八頭郡若桜町	西伯郡伯耆町
八頭郡智頭町	日野郡日南町
八頭郡八頭町	日野郡日野町
東伯郡三朝町	日野郡江府町

【広島県】

広島市	福山市	庄原市
呉市	府中市	安芸郡府中町
竹原市	東広島市	安芸郡海田町
三原市	江田島市	安芸郡熊野町
尾道市	三次市	安芸郡坂町

【岡山県】

岡山市	高梁市	都窪郡早島町
倉敷市	新見市	浅口郡里庄町
玉野市	瀬戸内市	苫田郡鏡野町
笠岡市	赤磐市	加賀郡吉備中央町
井原市	真庭市	小田郡矢掛町
総社市	浅口市	英田郡西粟倉村

【京都府】

福知山市	南丹市
舞鶴市	船井郡京丹波町
綾部市	与謝郡伊根町
宮津市	与謝郡与謝野町
京丹後市	

【兵庫県】

豊岡市	西脇市	美方郡香美町
篠山市	丹波市	多可郡多可町
朝来市	養父市	佐用郡佐用町
宍粟市	たつの市	神崎郡市川町
姫路市	赤穂郡上郡町	神崎郡神河町

【愛媛県】

今治市	北宇和郡鬼北町
宇和島市	
大洲市	
西予市	
八幡浜市	
北宇和郡松野町	

【岐阜県】

高山市	飛騨市	加茂郡七宗町
関市	本巣市	加茂郡八百津町
中津川市	郡上市	加茂郡白川町
恵那市	下呂市	加茂郡富加町
美濃加茂市	岐阜市	加茂郡川辺町
可児市	美濃市	大野郡白川村
山県市	加茂郡坂祝町	加茂郡東白川村

【福岡県】

飯塚市

【島根県】

江津市	邑智郡川本町
-----	--------

【山口県】

岩国市

2 取扱内容

(1) 郵便貯金

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の郵便貯金の以下の非常取扱い

ア 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し

イ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し

※ おひとりさま20万円まで

(2) 簡易生命保険

簡易生命保険の保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の以下の非常取扱い

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

イ 保険金の非常即時払等

(ア) 保険金及び未経過保険料の非常即時払

(イ) 基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払

- (ウ) 特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払
- (エ) 普通貸付金の非常即時払
- (オ) 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）の非常取扱い
- (カ) 契約者配当金の非常即時払

3 取扱場所

(1) 郵便貯金の非常取扱い

株式会社ゆうちょ銀行の各営業所並びに日本郵便株式会社の郵便局及び簡易郵便局
 ※簡易郵便局については貯金取扱局のみとなります。

(2) 簡易生命保険の非常取扱い

株式会社かんぽ生命保険の各支店及び日本郵便株式会社の郵便局（簡易郵便局を除きます。）

4 取扱期間

(1) 郵便貯金及び簡易生命保険の非常取扱い

	対象地域	取扱期間
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸市 ・香南市 ・宿毛市 ・土佐清水市 ・長岡郡本山町 ・幡多郡三原村 	平成 30 年 7 月 9 日（月）から 当面の間
	<ul style="list-style-type: none"> ・幡多郡大月町 	平成 30 年 7 月 12 日（木）から 当面の間
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市 ・八頭郡若桜町 ・八頭郡智頭町 ・八頭郡八頭町 ・東伯郡三朝町 ・西伯郡南部町 ・西伯郡伯耆町 ・日野郡日南町 ・日野郡日野町 ・日野郡江府町 	平成 30 年 7 月 9 日（月）から 当面の間
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市 ・呉市 ・竹原市 ・三原市 ・尾道市 ・福山市 ・府中市 ・東広島市 ・江田島市 ・安芸郡府中町 ・安芸郡海田町 ・安芸郡熊野町 ・安芸郡坂町 	平成 30 年 7 月 9 日（月）から 当面の間
	※今回追加した対象地域 <ul style="list-style-type: none"> ・三次市 ・庄原市 	平成 30 年 8 月 1 日（水）から 当面の間

岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市 ・倉敷市 ・玉野市 ・笠岡市 ・井原市 ・総社市 ・高梁市 ・新見市 ・瀬戸内市 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤磐市 ・真庭市 ・浅口市 ・都窪郡早島町 ・浅口郡里庄町 ・苫田郡鏡野町 ・加賀郡吉備中央町 ・英田郡西粟倉村 	平成30年7月9日(月)から 当面の間
	<ul style="list-style-type: none"> ・小田郡矢掛町 		平成30年7月10日(火)から 当面の間
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・福知山市 ・舞鶴市 ・綾部市 ・宮津市 ・京丹後市 	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市 ・船井郡京丹波町 ・与謝郡伊根町 ・与謝郡与謝野町 	平成30年7月9日(月)から 当面の間
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市 ・篠山市 ・朝来市 ・宍粟市 ・姫路市 ・西脇市 ・丹波市 ・養父市 	<ul style="list-style-type: none"> ・たつの市 ・赤穂郡上郡町 ・美方郡香美町 ・多可郡多可町 ・佐用郡佐用町 ・神崎郡市川町 ・神崎郡神河町 	平成30年7月9日(月)から 当面の間
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・今治市 ・宇和島市 ・大洲市 	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市 ・北宇和郡松野町 ・北宇和郡鬼北町 	平成30年7月9日(月)から 当面の間
	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜市 		平成30年7月26日(木)から 当面の間
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・高山市 ・関市 ・中津川市 ・恵那市 ・美濃加茂市 ・可児市 ・山県市 ・飛騨市 ・本巣市 ・郡上市 ・下呂市 	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市 ・美濃市 ・加茂郡坂祝町 ・加茂郡七宗町 ・加茂郡八百津町 ・加茂郡白川町 ・加茂郡富加町 ・加茂郡川辺町 ・大野郡白川村 ・加茂郡東白川村 	平成30年7月9日(月)から 当面の間
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市 		郵便貯金：平成30年7月13日(金)から当面の間 簡易生命保険：平成30年7月12日(木)から当面の間
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・江津市 		平成30年7月13日(金)から 当面の間

	・ 邑智郡川本町	平成 30 年 7 月 20 日 (金) から 当面の間
山口県	・ 岩国市	平成 30 年 7 月 17 日 (火) から 当面の間

5 お客様のお問い合わせ先

(1) 郵便貯金

ゆうちょコールセンター 0120-108420

受付時間 平日 8:30~21:00

土・日・休日、12月31日~1月3日 9:00~17:00

(2) 簡易生命保険

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00~21:00

土・日・休日 9:00~17:00 (1/1~1/3を除きます。)

- ゆうちょコールセンター、かんぽコールセンターともに、携帯電話、PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。(IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構